

三ヶ日町農業協同組合 令和7年度上半期 経営状況のご案内

1 農協の地域貢献

当農協は、農業者を中心に地域の皆様が組合員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営される協同組合であり、農業・地域の活性化に資する地域金融機関を目指しています。

また、皆様からお預かりした貯金等の資産は、資金を必要とする組合員や地域の皆様などにご融資し、農業、事業や暮らしのお手伝いをさせていただいております。

農協は金融ばかりでなく、総合的に事業活動をしています。また、農業や助け合い活動を通じて、地域社会・文化への貢献に努めています。

2 農協法及び金融再生法に基づく開示債権(単体)

当農協の金融再生法の開示区分に基づく債権額は次のとおりです。
今後も厳格な自己査定を実施し、資産の健全化に努めていきます。

(単位：百万円)

債権区分	令和7年3月末	令和7年9月末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	35	32	▲ 3
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
小 計	35	32	▲ 3
正 常 債 権	3,467	3,532	65
合 計	3,503	3,564	61

注：1. 令和7年9月末の計数は、令和7年8月末を基準日として行った自己査定結果（債務者区分及び債権額）を基準としています。

2. 各債権の定義は次のとおりです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

3 単体自己資本比率

当農協の自己資本比率は令和7年9月末30.18%程度と国内基準4%を大幅に上回る水準を維持しています。

令和7年3月末	令和7年9月末(見込み)
29.75%	30.18%

注：1. 自己資本比率とは、貸出金等の総資産に占める自己資本の割合を示すもので、経営の安全性、健全性等を表す代表的な指標です。国内のみで営業を行う金融機関には4%以上が求められています。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額}}$$

2. 令和7年9月末の自己資本比率の算出にあたり、仮決算時の当期剰余金は法人税等見込み額控除前の数値を使用しています。信用リスク・アセットの一部は、令和7年8月末を基準日として行った資産自己査定結果に基づいて計算しています。また、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額は、直近決算における数値を使用しています。なお、マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額は、不算入としています。